

藤沢聖苑残骨灰売渡に関する契約書（設計用）

藤沢市（以下「売渡者」という。）と ○○○○○○○（以下、「買受者」という。）は藤沢聖苑での火葬において発生した残骨灰について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 買受者は、「藤沢聖苑残骨灰売渡仕様書」「入札実施要領」「質問回答書」等（以下、「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。また、仕様書等に明記されていない事項については、売渡者及び買受者が協議して定めるものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする（消費税及び地方消費税は除く）。

12歳以上の火葬件数 ○,○○○円／件

（契約保証金）

第4条 買受者は、この契約の締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を売渡者に納付しなければならない。ただし、免除の場合はこの限りでない。

（業務計画表等の提出）

第5条 買受者は、設計図書に基づき、業務計画表その他売渡者の指示する書類（以下この条において「業務計画表等」という。）を作成し、この契約の締結の日から7日以内に、売渡者に提出しなければならない。ただし、売渡者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 売渡者は、前項の規定により提出された業務計画表等を審査し、不相当と認められるものがあるときは、期限を指定して補正させるものとし、買受者はこれに応じなければならない。

（業務の着手）

第6条 買受者は、この契約締結の日から起算して7日以内に業務に着手しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第7条 買受者は、業務責任者及び担当者（以下「責任者等」という。）を定め、業務の着手日までに書面により売渡者に通知するものとする。

2 業務責任者は、売渡者の命じた職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 売渡者は、業務の執行上、責任者等が不適當であると認めるときは、その理由を明示して買受者に責任者等の変更を求めることができる。

4 買受者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により売渡者に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 買受者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、売渡者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 買受者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ売渡者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密保護の義務)

第10条 買受者及び責任者等は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。この契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第11条 買受者は、契約物を業務の履行以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(管理義務)

第12条 買受者は、業務の着手から完了に至るまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 買受者は、業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号。）の本旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

(報告及び調査)

第13条 売渡者は、必要と認めるときは、業務の履行状況について報告を求め又

は実地に調査を行うことができる。

(仕様書等不適合の場合の指示)

第14条 売渡者は、業務が仕様書等の定めるところに適合しないと認めるときは、買受者に対し、これに適合するよう指示することができる。この場合において、契約金額を増額し又は履行期間を延長することはできない。

(臨機の措置)

第15条 買受者は、業務の履行において、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに書面により売渡者に通知し、売渡者の指示に従わなければならない。

(事故発生の報告)

第16条 買受者は、契約目的物の引渡し前に当該契約目的物並びに業務の遂行により作成される資料等に火災、盗難等の事故が生じたときは、直ちに書面により売渡者に通知し、売渡者の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第17条 買受者は、業務の履行上発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、売渡者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し損害を負担しなければならない。ただし、その損害が売渡者の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(契約の変更、中止等)

第18条 売渡者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は履行期間の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による業務の変更等により、契約金額を変更する必要がある場合は、変更前の契約金額を設計金額で除しこれに変更後の設計金額を乗じて算出した額、又は第3条の規定による単価によって算出した額によることができる。

3 第1項の場合において、買受者が著しい損害を受けたときは、売渡者はその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第19条 買受者は、天災その他の不可抗力による理由により完了期限までに業務を完了することができないときは、売渡者に対し、遅滞なくその理由を記した書面により、履行期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は売渡者及び買受者が協議して定める。

(契約金額の支払)

第20条 売渡者は、当該月ごとの火葬件数の集計が完了した際に、所定の手続きに従って速やかに契約金額の支払いを請求するものとする。

2 買受者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第21条 買受者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後の相当期間内に完了する見込みのあるときは、売渡者は、買受者に業務を継続させることができる。

2 前項の場合において、売渡者は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を違約金とし買受者から徴収するものとする。

(売渡者の契約解除権)

第22条 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず、業務に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。

(3) 契約不履行のおそれがあると認められるとき。

(4) この契約の規定に違反したとき。

2 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 買受者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の一部の履行が不能である場合又は買受者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、買受者が業務の履行をせず、売渡者が前項の催

告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 法律第148条の規定による勧告又は命令に従わなかったとき。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。

(8) 業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準に満たなくなったとき。

(9) 役員等（買受者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買受者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、集团的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(10) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(12) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 第9号から第12号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又はその他の契約を締結したとき。

(14) 第9号から第12号に規定する行為を行う者を下請け契約又はその他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、売渡者が買受者に対して当該契約の解除を求め、買受者がこれに従わなかったとき。

3 前2項により、契約の解除を行い、買受者が損害を受けても、市長は、その責任を負わない。

（買受者の契約解除権）

第23条 買受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 仕様書等の大幅変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 業務の中止期間が履行期間の3分の2以上となったとき。
- (3) 売渡者がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 第22条の2の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(契約解除による違約金)

第24条 第22条の規定により契約を解除した場合において、売渡者は契約金額の10分の1に相当する額の違約金を買受者に請求することができる。ただし、買受者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りではない。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第25条 売渡者は、買受者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、売渡者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。))。
 - (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
 - (3) 買受者(法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。
(契約の費用)

第 26 条 この契約の締結に関して必要な費用は、買受者の負担とする。

(疑義の決定)

第 27 条 本契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、売渡者及び買受者が協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

以上の業務について、売渡者と買受者は、各々の対等の立場における合意に基づいて、上記の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日

売渡者	住所	藤沢市朝日町 1 番地の 1	
		藤沢市	
	氏名	藤沢市長	⑩

買受者	住所		
	氏名		⑩